

調剤報酬請求事務専門士 公式テキスト 第19版 訂正・追記表

12月に一部改正等がございましたので、お手数ですが、下記についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

2025年2月3日更新

頁 数	誤/追記箇所	正/追記内容
P287 表内③	～その場合は、市区町村の窓口で更新しなければならぬ。尚、マイナ保険証は、電子証明書の有効期限 5 日前であっても <u>利用できるが、有効期限が切れると健康保険証として利用できなくなる。</u>	～その場合は、市区町村の窓口で更新しなければならぬ。尚、マイナ保険証は、電子証明書の有効期限 5 日前であっても <u>利用できる。マイナ保険証の有効期限が切れると健康保険証として利用できないが、2024年12月の療養担当規則等の一部改定により、「マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を行うことが可能（医療情報等の閲覧は不可）である。」と示された。</u>
P308 表内	(1)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ★医療用麻薬持続注射療法加算 +250 点 ★在宅中心静脈栄養法加算 +150 点	★医療用麻薬持続注射療法加算 +250 <u>単位</u> ★在宅中心静脈栄養法加算 +150 <u>単位</u>
P356 L5	かかりつけ薬剤師指導料の <u>算定を算定の際は、</u>	かかりつけ薬剤師指導料を <u>算定の際は、</u>